

第3回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2015年8月25日(火) 10:00～12:07

2. 場 所 大手町サンケイプラザ3階 301～304会議室

3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員

濱田部会長、鎌田部会長代理、伊藤委員、遠藤委員、大塚委員、大橋委員、
加藤委員、木原委員、崎田委員、清水委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、
又吉委員、森田委員、山口委員、山本委員、四元委員

オブザーバー

市川氏、小野田氏、二瓶氏、馬場氏、渡辺氏

原町商工会議所

高橋会頭、山本事務局長

J A福島中央会

渡邊部長

内閣府原子力委員会

岡委員長

内閣府

森本統括官、板倉審議官、中西審議官、室谷参事官、川合参事官、

大島参事官

文部科学省

岡村原子力課長

経済産業省資源エネルギー庁

浦上原子力政策課長、小川電力市場整備室長

4. 議 題

- 1 東京電力株式会社福島原子力発電所事故による損害への対応について
- 2 原子力損害賠償紛争解決センター及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法について
- 3 その他

5. 配付資料

- 3-1 東京電力株式会社福島原子力発電所事故による損害に対する原町商工会議所の対応について（原町商工会議所提出資料）
- 3-2 東京電力株式会社福島原子力発電所事故損害賠償対策にかかるJAグループの取り組みについて（全国農業協同組合中央会提出資料）
- 3-3 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会の取り組みについて（JA福島中央会提出資料）
- 3-4 原子力損害賠償紛争解決センターの設置について
- 3-5 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況（原子力損害賠償紛争解決センター提出資料）
- 3-6 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の制定経緯と運用状況について

（机上配付資料）

- ・原町商工会議所が現場の声をもとに取りまとめ提出した要望書
- ・平成26年度原町商工会議所会員実態調査結果報告書
- ・「水田及び普通畑における放射性セシウムの吸収抑制対策に係る賠償の基本的な考え方の整理について」関連資料

6. 審議事項

（濱田部会長）おはようございます。まだお見えでない委員の方もいらっしゃいますが、時間になりましたので、これから第3回原子力損害賠償制度専門部会を開催させていただきます。

まず初めに、事務局のほうから資料の確認をお願いいたします。

（大島参事官）お手元の資料を御確認ください。

1枚目に、第3回原子力損害賠償制度専門部会議事次第がございます。その中に、2.で配付資料3-1～3-6まで、また委員の方々には、机上配付資料といたしまして3点ほどございます。会議の途中でありましても、乱丁・落丁等ございましたら事務局までお申し付けください。

また、前回の議事録についても机上資料として配付をさせていただいております。各委員に既に御確認をいただき、原子力委員会のホームページで公開しているものでございます。

なお、定足数でございますけれども、本日は専門委員19名のうち、お二人ほどまだお見えになっておりませんが、18名の出席予定となっております。原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。資料等はよろしいですかね。

それでは、一つ目の議題に入りたいと思います。

「東京電力株式会社福島原子力発電所事故による損害への対応について」ということでございますけれども、前回会合で、福島県のほうから御説明をいただきました。今回も引き続きオブザーバーとして出席をいただいております日本商工会議所と全国農業協同組合中央会から御説明をいただくということにしたいと思います。

なお、全国漁業協同組合連合会のほうでございますが、本日御都合がつかないということでございますので、次回にお願いをさせていただくことにしたいと思います。

そして、今申し上げましたように、本日は実際に福島県の現地で原子力事故の損害対応をされている、原町商工会議所の高橋会頭及び山本事務局長、そしてJA福島中央会の渡邊部長にそれぞれお越しいただきました。

それでは、日本商工会議所と全国農業協同組合中央会の両団体から続けて御説明をいただき、そして、両者から御説明をいただいた後、まとめて質疑をお願いできればと思っております。

それでは、日商及び原町商工会議所のほうから御説明をよろしく願いいたします。

(市川副部長) 日本商工会議所の市川でございます。オブザーバーとして発言の機会をいただきましてありがとうございます。

本日は、全国に514ある商工会議所のうち、唯一、エリアの中に20km圏内の「避難指示区域」を抱える、福島県南相馬市の原町商工会議所から、高橋会頭と山本事務局長にお越しいただきました。

原発事故の被害に遭った最前線で、事故発生当初から、地元の企業、経営者、従業員とその家族に寄り添って支え、一方で政府や県・市、東京電力との交渉窓口となって“地域の声”を伝え続けてきました。この4年間の原町商工会議所の対応について、高橋会頭から御説明申し上げます。

(高橋会頭) それでは、資料がありますので、座ったまま説明させていただきます。

福島県浜通りの南相馬市にあります原町商工会議所会頭の高橋でございます。本日はこの

ような説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。

原町商工会議所は、全国514商工会議所の中で唯一、原発事故によって避難指示区域となった地域を管内に含んでおります。設立は66年前の昭和24年で、現在の会員企業数は約1,300事業所でございます。管内の全事業所の4分の3が加盟しております。

当会議所は、企業数の99.7%を占める中小・小規模企業に向けた経営支援を中心に、地域経済の発展のため事業活動を展開しておりますが、東日本大震災とそれに伴う原発事故の発生により、当会議所の事業活動は大きく転換をすることとなりました。

原発事故の影響は、被害の内容・程度ともに未曾有のものであり、これまでに経験したことがない状況下において、当会議所は地域に根差し、地域を支える総合経済団体として、甚大な被害を受けた中小・小規模企業からの相談等にきめ細かく対応してまいりました。その過程で、会員企業を対象に毎年実施してまいりましたアンケート調査を通じて、復旧・復興の状況を把握するとともに、その結果を踏まえて、政府や県・市、東京電力など関係各機関に、“被災した地域や企業の生の声”を届けてまいりました。

本日は、事故発生からおよそ4年5カ月が経過し、当会議所が対応してまいりました活動を中心に、①「原子力損害賠償制度」に対する商工会議所の基本的な考え方、②原発事故直後の現場の混乱した状況、③4年間継続して実施してまいりました会員アンケートの結果概要、④原子力損害賠償制度等に基づいた実際の救済状況、そして⑤今後の事故発生時に備えるための検討課題の5項目につきまして御説明をしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、机上配付を含め3種類の資料をお配りしておりますが、このうち資料3-1の「原町商工会議所の対応について」と題した16ページものの資料に基づいて御説明をさせていただきたいと存じます。

1ページを御覧いただきたいと思います。「原子力損害賠償制度」に対する商工会議所の基本的な考え方について、整理させていただきます。

まず、何よりも、被災した企業の側に「予見可能性」を持たせる制度にさせていただきたいということでございます。企業が将来の事業再開に向けた明確な見通しを立てられるよう、手続やスケジュール感、賠償金額等について予見できるような制度にしておくことが極めて重要であると考えております。

その上で、公正かつ着実に損害賠償を継続する仕組みを構築させていただきたいと存じます。本来、賠償の目的は、事故で被った被害を元の状態に戻すことであり、被災した企業が被災前と同等の事業活動を行える見通しが立つまでの間、きめ細かな対応を通じて、個々の

被害実態に見合った十分な「賠償期間」と「金額」の確保を行うべきと考えております。

この「基本的考え方」として挙げた2点は、事故発生からおよそ4年間、原町を含め、原発事故の被害を受けた“地域や企業の生の声”を踏まえ作成した日本商工会議所としての見解であり、私ども復旧・復興の現場に立つ者としての柱となる考え方でございます。

1ページ中段からの「事故後の現地の状況」は、当会議所が日々、地域や企業から受けている相談やヒアリングを通じて、この4年間に寄せられた“生の声”を整理したものでございます。全ての内容を御紹介したいところでございますが、時間の都合上、ポイントを絞って御説明させていただきたいと思っております。

なお、ここに掲げた内容につきましては、地域や企業から直接伺った窮状をそのまま記載したものであり、中には既に措置済みのものがあるかもしれません。それは現場に正確な情報が届いておらず、制度に対する十分な理解と周知が為されていないためであると受け止めていただければ幸いです。

まず、1点目のキーワード「正確な情報の不足」と、それに伴う「予見可能性の喪失」でございます。

これにつきましては、二つの側面があるかと思っております。

一つ目は、情報不足による混乱でございます。（1）①に記載しましたが、避難指示の具体的内容や放射能汚染の状況、事業再開に向けた支援策等に関する情報などが不足をいたしており、企業が実際に事業継続・再開に向けて動き出して良いものかどうか、予見可能性が確保されず、判断することができない状態でございます。

二つ目の側面は、被災地以外の地域で、正確で客観的な情報が不足していたことにより生じた、いわゆる「風評被害」による影響でございます。皆様にも御案内のとおり、放射能汚染への懸念による商品受取拒否が、やがて取引停止へと発展し、現在も風評被害による取引先の減少や売上減少が続いております。

2点目のキーワードは「資金繰り」でございます。

損害賠償にかかる「仮払い」の目途が立たないことで、資金繰りの見通しがつかず、現在でも安全性や事故収束の見通しが不明確なことから、金融機関から融資を受けることが難しい状況にあるなど、資金繰りに関する悲痛な声が多く寄せられております。

また、原発事故被害に対しては、「被災証明書」や「罹災証明書」を発行してもらえなかったなど、必要な証明書類を入手することができないため、事業再開に向けた行政の補助金申請ができなくなったとの声も聞かれておりました。

3点目のキーワードは「原子力損害賠償制度の不備などによる混乱」でございます。

ポイントの一つ目は、「行政側の体制整備の不足」でございます。事故発生直後、行政は市民生活を守ることに精一杯でございまして、企業の被害状況の確認や事業継続に関する支援策の情報発信、相談対応などの体制を、迅速に構築できなかったことなどが挙げられております。

二つ目と三つ目は、いずれも賠償金の請求に関するものでございます。「仮払い・本請求のスケジュールが不透明」なため企業が事業計画などを立てられなかったこと、そしてしっかりとした「賠償金の請求ルール」が確立されていなかったため、企業によって、あるいは申請する時期によって不公平感が生じたことに対する強い不満が多く寄せられておりました。特に、賠償金請求の書式の手続、システムなどが実情に沿わない形で何度も変更されたことに対する不満が、現場では一番大きいものになっておりました。

こうした現場での混乱は、実際に生じた原発事故被害の「質」や「程度」が、震災前に構築されていた原子力損害賠償制度における“備え”を大きく上回るものであったことを示唆しております。

実際どの程度甚大だったのかを定量的に御理解いただくため、当会議所が震災直後の平成23年から毎年実施をしております「会員企業へのアンケート結果」を、3ページから御紹介させていただきます。

①は、業種別売上げの回復状況についてでございます。震災前の売上指数を100とした場合、建設業を除き、依然として震災前の水準に回復しておらず、特に卸売業と小売業は低迷したままの状況が続いております。

②各企業における施設や設備の稼働状況、つまり事業活動を活発に行っているかについてです。震災前に比べ事業活動を縮小している企業の割合は概ね減ってきているものの、建設業と小売業は依然として事業活動の縮小が続いております。操業・営業時間も徐々に延びてきてはいるものの、小売業だけは営業時間の短縮が続いており、全般的に小売業の悪化が目立っております。

こうした低迷は、③の今後の事業再開の見通しにも暗い影を落としております。直近の平成26年でも、「再開する目途が立っている」、「目途は立っていないが再開する予定」との意欲を持った企業は4割弱に留まったままです。また人口も減少しており、顧客の減少や労働力不足が、更なる経済や消費の低迷を招くといった悪循環に陥っております。

⑤では、東京電力の損害賠償に対する課題を挙げてもらいました。直近の平成26年には、「将来の賠償計画が不透明」、「賠償が不公平」、「賠償の基準を再検討すべき」との回答が半数以上を占めております。まさに、現場の状況を鑑みても、現行制度は見直す必要があることの証左と言えるのではないのでしょうか。

ここまでは、被災地域や企業からの“生の声”を紹介させていただきました。原子力損害賠償制度がもっと「予見可能性」を持った仕組みになっていれば、企業側も事業の継続・再開に向けた見通しを立てて計画的に行動を起こすことができたのではないかと、福島復興に向けた歩みをもっと早くなっていたのではないかという思いを抱いております。

制度の見直しに当たっては、実際の現場の視点で検討いただきたいと考えております。5ページの4番目のテーマでございますが、「原賠制度等に基づいて実際に救済された項目」、「救済されたが時間のかかった項目」、「最終的に救済されなかった項目」に分けて、実際の救済状況について御説明させていただきます。

一つ目の「原賠制度等に基づいて救済された項目」についてでございますが、従業員の給料や買掛金・未払金、借入金の返済、設備の復旧・復興や事業再開に必要な資金などが救済をされました。

二つ目の「救済されたが時間のかかった項目」についてでございますが、逸失利益を算出するための固定費や変動費の解釈、賠償金算出の際の補助金の取扱い、被災地域へのADRセンターの設置（ただし、これは窓口の開設時間が限られており、いまだに不便との声がございます）、賠償金に関わる複雑な請求書式の簡素化などが、時間はかかりましたが救済されました。

一方、数々の要望を提出してきたにもかかわらず、最終的に「救済されなかった項目」について御紹介をいたします。

最大の問題点は、「①十分な補償と損害賠償の継続」が担保されていないこととあります。冒頭の「基本的考え方」でも述べさせていただきましたが、損害賠償の柱は「被害を受ける前の状態に戻す」こととございます。

加えて、「⑨法人や個人事業主に対する精神的損害」についても賠償の対象にしていただくことなど、真に必要な制度の見直しについては、ここに挙げた20項目を含め、今後救済されるよう検討いただくことを希望いたしております。

最後に、本専門部会で検討いただきたいと考える「今後の事故発生時に備えるための課題」について御説明をさせていただきたいと存じます。

1点目は、今後事故が発生した場合の役割分担についてでございます。

今回の福島原発事故では、ルールも役割分担も明確になっていなかったため、初期対応が遅れ混乱に拍車がかかりました。今後は、損害賠償を円滑に進めるため、国や県、市町村といった行政組織がどのような役割を担うのか、あらかじめ明確にしておくべきと考えております。

2点目は、賠償の基準についてでございます。

現在の仕組みでは、原子力損害賠償紛争審査会が指針を策定し、それに基づいて原子力事業者が賠償の詳細を決める仕組みになっているのかと思っておりますが、賠償の詳細についても、国が責任を持って決める仕組みに変えていただきたいと存じます。

3点目は、仮払いについてでございます。

先ほどから繰り返し御説明をしておりますが、企業にとっては事業継続・再開を検討するに当たり、賠償金が「いつ」「どういうタイミング」で「どの程度」支払われるのか予見可能性を持つことが大前提でございます。特に事故発生直後の初期の段階では、資金調達の手段も限られ、仮払金だけが「頼みの綱」でございました。仮払いをはじめとする初期対応が円滑に行われることが、企業にとっては、その後の事業継続・再開のターニングポイントになるということを、是非、御理解を賜りたいと存じます。

4点目は、風評被害についてでございます。

今回の原発事故により生じた「風評被害」は、その払拭までに相当な時間を要していること、被害が非常に広範囲に及んでいることなど、甚大な影響が及んでいることは御承知のとおりでございます。このような風評被害については、一定程度の範囲で損害を幅広く捉え、被った損害の実情に応じて、適切かつ迅速に損害賠償が円滑に行われるよう、今後の見直しに当たっては、国が責任を持って対処する方針を明確に示していただきたいと存じます。

5点目は、自主的な避難による損害、つまり政府の指示に基づかない避難についても、何らかの損害を被った場合を想定して、損害賠償に関する対応方針をあらかじめ定めておく必要があるのではないかということでございます。

6点目は、原子力損害賠償の施策を政府が検討するに当たっては、関係者自ら現場を訪問して実情を把握していただき、現場の生の声を収集して施策に反映できる仕組みを構築していただきたいと強く願っております。損害賠償の対象は事故現場で被害を受けた者であり、被災者の見舞われている状況を見ずに、あるいは一部の人の話だけを聞いて施策を講

じた場合、結局は生活や事業再建に結びつかず、効果の薄いものになりかねません。

是非とも「現場主義」と「双方向主義」を徹底して実践をしていただきたいと考えております。

7点目は、賠償の支払いが終了した後の影響についてでございます。

繰り返しになりますが、企業が置かれている状況を個別に把握し、事業活動を再開するまでの間の十分な補償と賠償の継続が必要であります。

最後に8点目でございます。ここに記載されている4項目については、「営業損害」として整理し、適切に損害賠償が行われるべきものと考えております。

参考ですが、資料7ページにつきましては、直接、原賠制度の見直しにはつながらない内容かもしれませんが、当会議所に実際に寄せられた地域や企業からの悲痛な声を、ほんの一部ですが列挙させていただいております。是非とも御高覧いただき、現場の実情に即した「原子力損害賠償制度」にさせていただくことが極めて重要であると、改めて御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、原町商工会議所の対応につきまして資料説明を終わらせていただきますが、委員の皆様におかれましては、机上に配付させていただきましたその他2点の資料、①原町商工会議所が震災以降に、現場の声をもとに取りまとめ提出した42本にも及び要望書と、②平成26年度に会員企業に対して行ったアンケート調査結果「会員実態調査報告書」を、参考資料としてお付けいたしました。実際の“現場の生の声”でございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

最後に、現況と今後の見通しについて若干触れさせていただきます。何と云っても「汚染水問題」が未だ続いている点でございます。中間貯蔵施設に対する搬入も、段階的に始まっておりますが、まだまだ土地確保等々の問題が山積しておりますし、今後、中間貯蔵施設から転換する時期等々が不明瞭であります。

また、これから40年以上かかるであろう廃炉に向けた工程の問題もでございます。今後40年の中で、私どもの地域が、特に相双地域における今後の見通しが全く立たない状況下において、賠償制度の在り方というものを、もっと柔軟に捉えて考えていただけるような仕組みにさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、大変問題が山積をしている中で、地元の人はいずれもこの地域に、代々続いている地域を守っていくという考え方を根底に皆さんお持ちになられているので、是非とも御理解を賜りますようお願いを申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

ます。

御清聴ありがとうございました。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

それでは、引き続いてで恐縮ですが、J A全中、それからJ A福島中央会のほうから御説明をお願いいたします。

(馬場参事) J A全中、参事の馬場でございます。こうした機会をいただきまして、ありがとうございます。

3-2の資料に基づきまして、私から東電の原発事故の損害賠償対策のJ Aグループ全体の取組についてまず御説明させていただきまして、その後、J A福島中央会、渡邊部長のほうから福島協議会の取組について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、3-2の資料の1ページでございますが、全体像をここに記載してございます。

図1のところ、23年3. 11以降、政府、東電の動き等に対するJ Aグループの取組を一覧で載せてございますが、いずれにしても、この事故によって農業分野においては、それこそ食品の暫定基準値の設定や出荷制限指示という中で、農業者は出荷停止を余儀なくされ、広くは北海道から島根に至るまで、それこそいろいろな農畜産物の出荷停止、風評被害による価格下落等も含めて広範かつ甚大な損害が発生したわけでございます。いまだに続いています。私も紛争審査会で農業の広範に及ぶ被害について訴えたことがございますが、前回も申しましたけれども、農業者は、それこそ日々、作物は育ち、あるいは家畜には毎日餌を食べさせ、乳牛は乳を搾らないと乳房炎になってしまうという、こういう日々の営農と生活があるわけで、そこに出荷停止と価格下落という事態の中で、一刻も早くその再建に向けた対応が求められていたわけでございます。

損害賠償については、中小企業とも違って農業者それぞれでやってしまうと大変な時間と人数も多いわけでありまして、交渉も難航するということも想定されました。ですから、法律上の位置付けではありませんけれども、我々は農業者の組織であるわけで、農業者の賠償を取りまとめる協議会をつくって、そして県の中央会に設置した協議会で一元的に農業者の被害・請求を取りまとめて、いかに迅速に農業者の営農再開なり生活のために早期の賠償を実現しようというスキームをつくって取り組んでまいりました。経過は右側の欄にあるとおりです。と同時に、J Aグループは総合農協であります。ですから、農家の資金繰り、いわゆるつなぎの無利子資金融資とか、農業資材の決済サイトの延長等を通じて、総合事業体として農業者の営農と暮らしを守るという立場から、全国的な取組として損害

賠償のスキームと併せて組合員の営農なり生活を支えるという対応もしてまいったところ
であります。

一方で、2ページであります、原発事故対策・賠償関係の部分しか掲載してございませ
んが、JAグループとしての政府等に対する要請という形で、ともかく原発事故災害の早
期の終息ということと、損害あるいは風評被害に対する早期の賠償・補償を、というこ
とを常に求めてまいったところではあります。

23年4月の第1次要請時の要請事項を記載してございすけれども、①の後段に書いて
いますが、早期の賠償の意思の表明と、迅速に補償内容を明確化した上で、一時金を含め
てすべての被害に対する全額補償を早期に行うことを要請しつつ、特に、②にあります
が、早期に被災者・関係事業者が通常的生活・事業等に戻れるよう、国として万全かつ責任あ
る対応をとってほしいということ、一貫して要望してまいったところではあります。

当初は、国が一時金を払うとかあるいは仮払いで先に国が出して後で詳細は東電と交渉す
るというようなスキームはできないのか、ということ、農水省はじめ政府に申し上げてき
たところですが、なかなかそういうスキームにはならないし、かえって時間がかかるとい
うことで、以前に東海村のJCO事故の時、あれも農産物で9月下旬から1カ月くらい
の出荷停止でしたけど、農業者の被害額を協同組合としてJAが取りまとめて、中央会
で一括して請求して、1月末には賠償を成立させるというようなスキームをつくって対応
したこともありしたので、そういう面で、3ページにJAグループによる損害賠償請求の
スキーム、枠組みということで記載してありますが、ともかく農業者に対する早急の賠償
を実現するために、3月末には協議会をつくりましょうということ、各県中央会にもお願
いして、ともかくも原賠法に基づく東電への賠償請求を第一にして、仮に調停が必要にな
ったら和解仲介の申立も視野に入れつつ、取組むことといたしました。

図1にありますが、農業者は数多くいらっしゃるわけですし、被害の作物もいろいろある
わけで、それを一つ一つ被害額として請求を取りまとめる、これが一番大変なことであり
ました。最初は、全国協議会として我々も、請求の基準や請求のスキームについて農水省
と議論して、どういう算定基準や請求に関わる様式にするのか、どういう基準で被害額
を特定するのかということ、つまり農水省とも相談しますが、東電にも納得してもらわな
いと請求にならないわけで、これはなかなか時間がかかっていました。

かつ、農家から委任してもらって請求するわけですので、迅速性が求められるし、多く
の方々からの委任状と一件一件の請求額をJAの皆さんは、昼夜を徹して農家ごと・作物ごと

に取りまとめをするということですので、大変な苦勞をされながら何とか取りまとめをして、東電に一元的な請求をするというスキームをつくり上げて、4月から早々に稼働し請求し始めたわけであります。それ以降も畜産物等への被害も広範囲になり、右側にありますけど、協議会を設立した県は20県に及びました。現在は15県ですが、まだまだ続いているということが実際でございます。

4ページに、損害賠償の概況ということで記載してあります。

右側の図2にありますけど、広範囲に及ぶ出荷停止及び風評被害で、こういう範囲で指針に示されたわけでありますので、相談しながら請求の様式を整備して請求してまいったわけです。しかし、最初のうちは、それこそ請求様式と基準を決めたものから請求したものの、支払いは大変遅くて、この図1の下のほうにありますけど、請求に対して8%だったり27%だったりして、徐々に支払率は高まってきたわけですけど、また牛肉の問題が出たりして、請求がどんと増えるとまた滞るというような時期が続いたりしながら、今現在では、図1の上のほうにありますけど、これまでの請求については5,000億円を超え、支払いは4,800億円ということで、福島県がそのうち4割程度となっています。支払率は95%までいきましたけれども、いずれにしても、ここに至るまでの時間と労力が本当にかかっているわけで、まさに民民でやるということの難しさを痛感しているわけでございます。

この指針の一部には入っていない隣の県との風評被害とかがまだ請求に至っていないというケースもございます。ADRに持っていった県もございます。そういう中で、いろいろ事情はありますけど、いずれにしても、農家の生活を守る上で、いかに早急に請求と賠償支払いを実現するかということが我々に課せられた大きな課題でありました。

しかし、いまだに出荷停止の作物もあります。出荷停止のシイタケが山積みになっていたりしています。牛糞の処理等もまだまだ残っていますし、除染費用に対する考え方というものもまだまだ食い違いがございます。そういう面では一つ一つ解決していかなければならないわけであります。

被災者の皆さん方は、いずれにしても、もとの大地と水と緑に戻してくれと、これが願いであります。何とか協同の力で当面の対応はできたのかなと思いますけれども、まだまだ続いています。そういう面では、二度とあってはならないことでありますけど、こういった事態に対して、いかに迅速かつ効果的な損害賠償のスキームを構築するか、そのためにも国による責任なり役割の明確化ということを是非、私のほうからお願い申し上げて、福島中央会

の渡邊部長にバトンタッチします。

(渡邊部長) J A福島中央会の渡邊でございます。よろしくお願い申し上げます。

先ほど、全中の馬場参事からありましたように、全国で協議会を20県立ち上げておりましたけれども、そういった中で、原発事故に伴いますJ Aグループ福島の取組状況について、説明の機会をいただきまして感謝を申し上げたいと思います。

説明に入らせていただく前に、本県の現在の状況、御案内のとおりでございますが、事故から4年5カ月を経過して、いまだに10万人を超える県民の方が県内外に避難生活を強いられております。

また、資料を添付してございませんけれども、農業関係では、被害を受けました農地の復旧状況は、7月末で約3割程度、農業経営体の再開状況は、26年3月末で約6割程度、農業産出額も震災前の22年度対比で、25年度末の数字になりますけれども、9割弱にとどまっている。加えまして、風評被害も継続しており、農畜産物の販売単価も震災前を下回っている、そういう状況でございます。復旧・復興がまだまだ十分でないということを改めてお伝え申し上げたいと思います。

それでは、資料に基づきまして説明を申し上げますけれども、資料は主に3-3でございます。

まず、「I 原発事故に伴う賠償・補償対策にかかる体制」であります。全国段階の東日本大震災復興・再建対策J Aグループ中央本部の考え方にに基づきまして設置をしました。震災後約1カ月半の4月26日のことです。構成団体は、記載のとおり、福島県内17J A、ほか関係団体18、合計35団体で現在に至っております。先ほど馬場参事のほうからありましたけれども、やはり農業者一人一人が請求をするというのは大変なことになるわけで、それぞれ相当なエネルギーも必要になってくる。農業者個人での対応はなかなか容易ではない。そういった中で、行政からの要請もありまして、J Aの組合員以外の農業者を含め一元的に対応をさせていただいたということが本県の特徴であります。J Aの正組合員だけでも14万人を超え、それに関係団体の組合員も含めると相当な人数となっております。

J A等段階においても、2に記載のとおり必要な体制を構築してございます。これは、まさに私ども協同組合の運動の成果であり、県内J Aをはじめ関係団体、そして全中、県中央会が一丸となりまして、震災後の農家、組合員の復旧・復興に貢献し、今もその役割を担っているということを申し添えさせていただきます。

事務局体制、運営経費は、3、4に記載のとおりでございます。お目通しいただきたいと思っておりますけれども、いまだにこれだけの要員、経費を要しているということでありまして、これらの運営経費等については東京電力に請求をしておりますけれども、請求には応じられないという状況も付け加えまして申し上げておきたいと思っております。

続きまして、2ページに入らせていただきます。「Ⅱ 損害賠償請求・賠償受取額」であります。先ほど全国の賠償金の説明がございましたけれども、1に記載のとおり、この金額は全国の4割以上を占めております。受取額2,054億円は、本県25年度の農業生産額が2,049億円でございますので、本県の年間農業生産額に匹敵する額となっております。

請求額のほうに書いてございますけれども、原発事故によりまして農産物の作付ができなくなった不耕作にかかる賠償請求は、全体の40%以上、800億円弱となっております。

2の請求・支払事務であります。これも当初大変な苦労がありましたが、(1)賠償金支払等は、現在、一定のサイクルで請求・支払いとなっており、それぞれ穀類等、畜産、園芸、記載のとおりでございます。

(2)請求回数ですが、避難指示区域等と避難指示区域等以外の二つに区分しまして、それぞれ毎月請求をしております。避難指示区域等につきましては、協議会立ち上げ後4カ月目から始めまして、7月末で53次にわたる請求を行っております。また、避難指示区域等以外につきましては、協議会立ち上げの翌月から請求を始め、7月末で50次にわたる請求に及んでいるという状況でございます。

続いて、「Ⅲ 課題」であります。当然成果もございまして、23年4月に協議会を設置して以来、まさに手さぐりの状況で取り進めてきたということでございまして、大変な苦労がありました。これにどう対処してきたかが、いわゆる成果でありますので、参考資料にまとめてございます。後でお目通しいただきたいと思っております。

現在の主な課題について説明をさせていただきます。

まず、1点目は、何といたっても東京電力の迅速な対応ということでございます。

いろいろ東京電力のほうでは、組織的な対応をいただいておりますけれども、最終的には、課題1の下から2行目に書いてありますとおり、交渉の最終的な判断は、東京本社で行うため、相当時間がかかっているということでありまして、これも先ほど来、話がございまして、国が基準の考え方・枠をつくって、あと個別具体的には事業者と話し合って決めなさいという、いわゆる民民交渉となっております。これではなかなか進まないとい

う状況でございます。

続きまして、2点目は、損害賠償基準の変更でございます。

5行ほど記載してありますけれども、4年も経過いたしますと、基準の考え方も時の経過によって一部見直しがされてくる。これは内容によっては致し方ない場合もございますけれども、いろいろその対応に苦慮しているということでありまして、具体的な例は、丸印に記載しておりますとおり、放射能セシウムの吸収抑制対策にかかるカリ肥料の散布費用の件でございます。

これにつきましては、当初、24年8月に農水省から考え方が出されました。その後、期間が経過しまして26年産、更には27年産の共同散布にかかる国の見解が取りまとめられまして、県と国の行政間で連絡された文書がございます。

26年4月の文書は、対象経費が24年8月の文書よりも更に具体的になりまして、「市町村及び農協等が農業者からの受託によって行うカリ肥料の散布作業にかかる経費」と明記され、これを以て散布費用の賠償範囲が狭められたとする東京電力との間で解釈に疑義が生じました。このカリ散布の時期でございますけれども、当然、田起こし等の時期になりますから、3月頃に集中します。そういった中で、市町村、農協等が、農業者からの受託によって散布することが全て可能なかどうかと、これも現場を十分知っていただかないとこういう問題も生じてくると思っております。

27年4月の文書では、対象地域に関する記載内容が変更され、これを以て東京電力は、これまでの県内全域から、対象とならない地域が出てくるという、基準変更と解釈していらっしゃる。こういった重要なことが協議会には残念ながら事前協議もなく取り進められたということでありまして、現場は混乱しております。少なくとも27年産にかかりますカリ肥料の散布については、県としましても重要な取組だということで、26年12月に農業技術情報も出しておりますので、私ども協議会に対する事前確認はもとより、少なくとも去年の段階で協議の場を持つ必要があったと思っております。4月以降になって27年産の対象地域は限定しますとか、そういった取扱いをされることに、繰り返しますが、現場は非常に混乱しております。

現在、これは東京電力と交渉中で、いまだに結論が出てございません。

3点目の課題、資料は3ページでございます。先ほど支払いのサイクルをご説明いたしましたけれども、返金等もございまして、これに伴います事務の煩雑化と古次請求の累積であります。

3. の4行目でございますが、エビデンスの関係で若干不備等があった場合には、仮払金を返金して再請求をする、そういった手続が頻繁に発生する。また、請求者によっては、これが一番やっかいでございますけれども、死亡された方や廃業、更には相続手続の遅延等ですぐに返金できないというケースもございまして、過去に行われました請求が整理されず累積をしてきております。7月末現在では4,000弱の件数にのぼり、また、先ほど請求回数も50次を超えると説明いたしましたが、これが膨大なデータになり管理も容易でない、そういった状況にあります。

4点目は、JA関係団体の営業損害賠償関係であります。(1)は、逸失利益と追加的費用の賠償でございまして、記載のとおり、まだ未合意があります。東京電力は、必要かつ合理的な範囲との見解を示しておりますが、この必要かつ合理的な範囲は何かというのが文書等では明記されてございません。都度、交渉によってとりすすめているという状況であり、時間がかかっております。

(2)は、財物賠償にかかります少額固定資産の関係です。これは机とか器具・備品等でありまして、当初から交渉が困難だということで、直接JAがADR案件として申し立て、現在交渉しておりまして、金額的には3億を超えてございます。

5点目は、賠償請求・支払管理にかかるシステム対応であります。先ほど説明のとおり、請求回数も重ねておりますし、返金等の関係や古次請求も累積しているといった中で、システム対応が膨大になってきている。また、これは内部の問題であります。牧草、穀類の請求については一部手作業もあり、システム対応が遅れている。更に、基準変更の都度、システムの見直しが必要となり、対応に追われている状況にあります。

6点目は、協議会への苦情です。3行ほどにまとめてありますが、最近風当たりが随分弱まっていますけれども、この賠償金支払いの保留等をめぐりましては苦情というよりは、むしろ協議会に対します責任追及の声も随分あったと聞いておりますし、また、請求者の方が直接事務所にいらっしゃっての抗議等もあり、職員は相当な精神的苦痛を受けたとも聞いております。

最後7点目でございますが、請求の中にはこういった案件もあるということをお伝えしたいと思っております。大口畜産農家の関係でございます。ご覧おきください。

成果については、参考資料とさせていただきますが、若干お目通しをいただきたいと思っております。資料は6ページであります。

「4 受任事務のこれまでの成果」ということで、単年度ごとに整理をしてございます。

かいつまんで説明いたしますと、23年度は「・」の1つ目、先ほど馬場参事のほうからもありましたように、農産物の種類は非常に多岐にわたっておりますけれども、これらの請求様式の定型化を図りまして、事務処理の統一化、請求内容の調整を図ってきました。3つ目は、JA等におけます事務作業の軽減のための集計システムを構築しました。更には4点目、県の協力を得まして、農作物の経営指標、いわゆる10a当たりの農作物毎の期待所得、これを策定しまして、より簡便な方法での賠償請求ができるようになりまして、迅速な支払いが可能となりました。

24年度は、7ページになりますがⅡの2の(2)で説明のとおり、請求・支払いのサイクル、これを確立してございます。

25年度は、1行目、農産物の放射性物質検査費用ですとか、販売促進PR費用等についても賠償の対象とすることができました。また、協議会の事務経費等については認められないという状況でございますけれども、JA・関係団体については、事務経費も一部認められております。

放射性物質吸収抑制対策では、先ほど放射能の吸収抑制対策の説明を申し上げましたけれども、25年度に県内全域での賠償請求を認めていただく方針を引き出すことができました。

最後になりますけれども、やはり重要なのは、国が賠償基準などについて相当程度きめ細かく対応していただく必要があるのではないかとということでありまして、資料への記載はしておりませんけれども、請求する方としての因果関係の立証について、これが相当な負担となっているということ。また、課題のところでも申し上げましたとおり、東京電力の言う「必要かつ合理的な範囲」というのは何かということでありまして、こういったものについては、国が責任を持って具体的な例を示し、被害者の立場に立った判断をしていただく必要があると考えております。

以上、雑駁な説明でありますけれども、福島県のJAグループの取組につきまして説明をさせていただきました。ありがとうございました。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。大変お忙しいところを福島県のほうからもお越しいただきましてありがとうございました。現地からの大変貴重なお話をお伺いできたかと思っております。

それでは、商工会議所、JAの双方から御説明をいただきましたけれども、今までの御説明について何か御質問等ございましたら頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

(大塚委員) どうもありがとうございました。商工会議所さんについてお伺いしておきたいんですが、資料3-1の5ページでございますけれども、⑨番目に法人の精神的損害に対する賠償というのがございますけれども、これは具体的な内容としてどういうことをお考えになっているかということをお伺いしておきたいと思います。

それから、お話を伺っていて、国が責任を持ってという話が結構出てきていて、国に対する強い期待が感じられたということをお印象として申し上げておきたいと思います。

以上です。

(高橋会頭) ただいま御質問のありました、5ページ(3)⑨の法人・個人事業主の精神的損害に対する賠償についてです。私どもの地域では、一定期間、精神的な損害に対する賠償は行われていましたが、制度上の逸失利益等々の東電の損害賠償とは別な位置づけとして、皆様、相当なダメージを受けられており、そういった部分に対するスキームも制度として必要ではないかと考えております。

(大塚委員) 通常、法人は、名誉毀損の場合は別として、精神的損害というのは考えられないというのが民法の一般的な考え方ではあるので、そこをどうお考えになっているのかなというのがお伺いしたかったというだけです。すみません。

あともう一つ、国に対して、さっき汚染水の問題が指摘されたんですけど、現在、汚染水についてどういうふうな状況になっているかというのもお伺いしたいんですが。

以上です。

(濱田部会長) これは、事務局のほうからいかがですか。あるいはざくっとだけお話しただいて、また次回必要でしたら追加説明いただければと思いますが。

(浦上原子力政策課長) 汚染水の状況ですけれども、全般的には個別な事象がいろいろ生じておりますけれども、全体としてコントロールされているという中で、様々な進展が見られてきております。一つには、山側から海側へずっと水が流れていくわけですがけれども、その汚染前の水を汲み上げて、それを海に流すと、その全体の建屋に流れてくる流量が400tぐらいあるものが300tに減るというような話が進んでおったり、あるいは、昨今も漁連の方々といろいろな調整を経て、建屋の脇にあるサブドレンからの水の汲み上げということについても今最終的な調整の局面を迎えております。それから、建屋の周りに凍土壁をつくるということで、建屋に流入する地下水を減らすという取組も進めておられて、汚染源に水を近づけない、それから漏らさないという形で総合的な取組を続けている

ところでございまして、1年、2年前と比べれば相当な進展が見られるということではないかと思ひますし、東京電力さん、それから国が漁協を初めとする地元の方と様々な信頼関係をつくりながら取組を進めているところでございます。

(大塚委員) 雨が降ったときの雨水が必ずしも港のところではなくて横の海の中に直接流れ込んでしまっている問題に関しては、現在はどのような状況になっているのでしょうか。

(浦上原子力政策課長) 若干情報が十分地元の方と共有されていなかったという部分があるのでございますけれども、そこについてもしかるべく対処をすべく今やっているところでございます。

(濱田部会長) 他に。どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。それでは、原町商工会議所の高橋会頭に質問させていただきたいんですけども、いろいろ取組の現状を伺いましてありがとうございます。

それで、アンケートをとり続けておられる中で、やはり事業者の皆さんの不公平感とか基準への見直しを希望する声とか、やはりこの賠償制度をどう決めていくかとか、どう運用するかという、その辺の途中の経過に関してやはりきちんと信頼関係をつくっていくというのが大変重要だと感じました。その点で、6ページにあります検討課題という中の⑥番のところに、「政府は被災地域の状況を直接見て把握し、個別訪問した上で、現場の生の声を施策に反映させる仕組みを構築すべき。」とあります。政府あるいはいろいろな機関もこういうことはやっておられると思いますが、もっと地域の皆さんにとって納得できるようなこういう仕組みというのをやはり被災地の皆さんは期待しておられるんだと思うんですが、具体的にはどういうことを、特に損害賠償制度に関連してお答えいただければうれしいなと思ひますが、どういうことをお考えなのか、この⑥番のあたり。

(高橋会頭) 近々、内閣府において140名体制(1チーム2人)で、相双管内で被災した約8,000事業者に対して個別訪問し、ヒアリングを開始すると聞いております。そういった取り組みを、内閣府が主体性を持って、原発事故直後から被災企業の“生の声”を聴いて施策に反映できる仕組みを作っておいていただきたかったと考えております。

(大島参事官) すみません、事務局から補足をさせていただきます。

第2回目でも少し触れさせていただきましたけれども、福島復興の加速に向けての改訂案というものを閣議決定させていただきましたけれども、その中で、賠償だけではなくて復興加速をさせるということで、自治体とも協力をして個別訪問をこれからしていくということで、福島県のほうからも御説明があったかと思ひますけれども、その件についても、

いわゆる地元に着目した形でいろいろな施策を進めているという状況でございます。

以上でございます。

(崎田委員) ありがとうございます。それでは、これから徐々にこういうことがまた新たな成果を出していくであろうと期待されておられるというところだということで、ありがとうございます。

それでは、もう一点質問よろしいでしょうか。JA全中の仕組みづくりに関して質問させていただきたいんですが、馬場さんが先ほどお話をくださいました、一つの業界で、やはりその業界の特性を考えてこういう仕組みをつくっておられるというのは大変な御苦労であったと思うんですが、会員の皆さんにとっては非常にありがたい仕組みだったというふうに感じております。事故を想定し、その対応を考えた仕組みづくりを今後いろいろな業界の皆さんがこういうことをきちんと考えていくということが重要だと思いますが、その辺の、例えばどういう業界ならこういう仕組みがあったほうがいいのか、何かこういう業界がこれだけの仕組みをきちんとおつくりになる大事さというのを私は感じ取ったわけですが、こういうことをきちんと制度として広めたほうがいいのか、そういうお考えがあるかどうか、その辺を伺いたいなと思ったんですが。

(馬場参事) 今日、漁連の方はお越しじゃないですけど、漁連も同じような考え方で漁協を取りまとめてやっておられると思います。要は、先ほど福島県中の渡邊部長からありましたように、多くの人数の方が、中小企業でもないわけでありますので、まさに家族経営の多くの方々が個別に東電に請求するということはほとんどできないし、あり得ないわけですし、こういった業界というのは一次産業以外なかなか難しいのかもしれませんが、だからこそ協同組合ができ上がっていると言うか、もともと協同して取り組むための組織でありますので、それが原発事故という事態に対応する取組として協議会という形で一つの仕組みをつくったわけであります。そういう面では多数の小規模事業主に対する対応というのはこういう形ではないかと思います。組合員のこうした事態にも協同して対応する、それが我々の組織の役割だというつもりで、一次産業の皆さん方は協同組合をつくっていると思います。協議会は原賠法などの法律上は認められたものではないので、結局、農業者から委任状をもらって、中央会の会長に委任する。そして団体交渉といいますかね、個別の交渉じゃなくて、そこに委任状を十何万人分取ってやっておりますので、これも大変な苦労ですけど、そういう仕組みは緊急事態の場合は協同組合としてはやるべきことだというふうに思ってやっていたので、協同組合組織だとこういうことはできるのではない

かと思えます。

(崎田委員) ありがとうございます。

(濱田部会長) はい、どうぞ。

(辰巳委員) ありがとうございます。二つありまして、一つは、原町商工会議所さんの御説明で、やはり大塚先生がおっしゃった、私も6ページにまとめられた検討課題のところ、「国の責任において」とか「国が責任を持って」というふうな書き方をされているあたりの意図というのかな、そのあたりが、今まで御苦勞なさってきてこういうふうなところにとどり着かれたのかとは思いますが、やはり役割分担というのか、どのような思いを持ってこれをお書きになっているのかというのがもう少し詳しくお聞きしたいな。

それで、①のところに「行政の」と書かれている、この行政と国とはまた違うのかどうか、そのあたりもちょっと御説明いただきたいというのが一つで、あともう一つは、たまたま今日は二つ、農協さんというんですかね、ごめんなさい、中央会のお話があったんですけども、この商工会さんと中央会さんの間で情報交換のようなことというのかな、互いにこのようにしてよかったからこういうふうにしたらどうですかとか、そういうふうなお話し合いというのがあるのかどうか、先ほど漁連とかというお話もありましたけれども、そのような方たちとも共通したようなお話というのがあったのかどうか、そのあたりが、どちらからでもいいんですけど、伺いたいなというふうに思いました。

以上です。

(高橋会頭) 6ページ①における行政の組織でございますが、行政イコール国だけではございません。国、県、地方市町村、そのあたりに対する役割分担というような意味で書かせていただきました。

あと、2番目の原子力損害賠償制度における東電とのすみ分けの問題でございますが、多分にエネ庁と東電との連携、あるいは文科省との連携をとられていて、これまで様々な事案を解決してこられたと感謝しております。ただ、まだまだ今後の方向性などについては、私どもにはなかなか分かりにくい点もございます。今後も東電が引っ張っていかれるのか、それともやはりもっと国が前面に出て中心となって新たな支援機関をつくれるのかが地元ではよく見えていません。これまでのように因果関係が立証されれば賠償金を出しますよという姿勢で、今後も東電側と対応協議していかなければならないのか、そのあたりを地域の皆さんは非常に不安に思われているところでございます。そういった意味でも、やはり国が責任を持って対応していただければ、地域の皆さんも、これから何十年か

かるか分かりませんが、安心感を持って対応していかれるのではないかと思います。

(馬場参事) 商工会議所さんと我々との情報交換というのは、正直言ってないんですけど、農水省の下に、農林水産団体の連絡協議会をつくってもらいました。森林組合も漁協も含めて、農林水産業に関わる団体で構成して、要は、JAグループのようなスキームを各団体でつくってやっていこうとするときの情報交換ということと、大事だったのは、農水省のその協議会の下で、請求の考え方や基準というのを国として示すというか、お手伝いいただいたということですね。そのことが東電との話が早かった要因にはなっています。国が法律上とかで明確に示した請求基準というわけではなくて、協議会のもとで我々に対するセッションという関係で、こういう様式で請求したらとか、過去何年間の基準をとったらどうかとか、そういう一定の基準を話し合った。その結果で東電に請求するわけですから、そういう意味では、国がある程度後押ししているということになって、我々に対する支援という形で農水省としてはやってくれたということがあります。先ほど渡邊部長も言いましたけど、国としてのある程度の基準というのを明確にしておけば、先ほどもいろいろな問題が出されましたけど、民民でやるにしても、背景に国の指導が入っていれば東電との話は早いわけで、中間指針をまとめた審査会がありましたけれども、その具体化をするうえで農水省としてこういう品目ごとの請求の基準・考え方というのを示していただいたことは大きいと思います。私は、国の役割としては、本来そういう請求・支払い基準までを決めて概算で国として出せないかということを実は当初お願いをしていたんですけど、それはなかなかできないということなので、仮払いは後でできましたけど、もう民民でやらざるを得ないのでというなかで、今回、迅速性という点ではその分が遅くなってしまったんじゃないかと思います。訴明責任はこっち側にある、これが一番やっかいでありまして、訴明しろとか、必要かつ合理的範囲というのをこちら側で証明しなきゃいけないわけですし、それは個々ではできないし、民間でもなかなか容易でないわけで、そこに指導なり基準というのがあることは大事で、指針で出されますけど、その具体化の部分というのものスキームとして考えておく必要があるし、それがあれば、仮払いはあるわけですから、国の役割として、迅速性を担保できる仕組みとしてつくったほうが良いと私は思います。

もう一点だけすみません。先ほど、精神的苦痛という話がありましたけど、それは企業だけの話じゃなくて、農業者にとっても、牛を放ったまま逃げなきゃいけなかった。餌もあげられないまま避難せざるを得なかったこの苦痛は、農業者にとって耐えがたいわけであ

ります。それを何とか請求できないのか議論はしっかりしたんですけど、その前に残念ながら生きがいもなく命を絶たれた方とかいらっしやったりするわけです。休業補償という以上の意味を、我々では今回実現できなかったことですが、是非考えておく必要があるんじゃないかということ意見を意見として申し添えます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

実はもう一点議題がございます。それで時間が相当押しておりますので、大変恐縮ですが、あと1点手短かに御質問いただいて、それから、現地からのお話というのは大変貴重でございますので、改めて後ほど場合によっては御紹介をさせていただくということにさせていただきます。

それでは、最後をお願いします。

(遠藤委員) 恐縮でございます、質問ではなく、ご提案があり発言させていただきたく存じます。本日のご説明で両者から検討課題として、国の賠償基準について明確化をされない迅速な賠償ができないということが挙げられました。このように各組織が賠償についての手続の経緯のヒアリングを行っておられるので、例えば1万人体制で賠償の支払いを行ってきた東京電力についても、そういう実例をヒアリングすべきであると考えます。例えば事故調はありましたけれども、賠償調というのはまだない。賠償の実態調査を第三者機関できちんに行い、賠償がどのように支払われたのか、どのような手続きが機能したのか、機能しなかったのか、ということを実際に検証していくことが、その事故の基準の明確化につながり、今後起こりうる事故への備えになるのではないかと、思いましたものですから、御提案をさせていただいた次第でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。今の問題提起いただいた点、これからの議論にも反映させていければと思っております。

それでは、まだ御質問等たくさんおありかと思いますが、恐縮ですが、先に進ませていただいて、先ほど申し上げましたように、何か追加の御質問等ございましたら、是非また御紹介をさせていただいてお伺いできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、二つ目の議題ですが、「原子力損害賠償解決センター及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法について」ということでございます。

この原子力損害賠償解決センターにつきまして、その設置の経緯については事務局から説明をいただき、そして、引き続きセンターの活動状況、これについては原子力損害賠償紛

争解決センターの二瓶次長から御説明をお願いしたいと思います。

それから、原賠・廃炉等支援機構法の制定経緯、それから運用状況、これについては事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

それでは、まずADRセンターの設置等についてお願いします。

(大島参事官) 私のほうから、資料3-4に基づきまして、原子力損害賠償紛争解決センターの設置の経緯についてポイントを説明させていただきます。

内容につきましては、第1回、第2回で主なところを説明しておりますので、ポイントだけをかいつまんで説明をさせていただきます。

1 ページ目、原子力損害賠償紛争審査会の役割の中で、賠償の和解の仲介が、賠償法第18条で定められております。これを具体的に行うということでADRセンターが設置されております。

設置の経緯といたしましては、関連しております政令を改正し、和解仲介手続を行う特別委員会を置いて、それからセンターにつきましては、審査会で要綱を決定するという形で事務を進めさせていただいているというところでございます。

2 ページ目も、第2回目の会合で出させていただきましたけれども、下のところに組織がございまして、総括委員会におきまして和解の仲介の総括をしております。具体的な和解手続につきましては、先ほど申しましたように、特別委員等が仲介委員として和解の仲介をしているというところでございます。また、その庶務につきまして仲介室を設けているというところでございます。

3 ページ目、4 ページ目に参考といたしましてADRセンターに関する要領を載せてございます。

繰り返しになって恐縮でございますけれども、第2条のところでは総括委員会の業務といたしまして、政令第7条というのは、和解の仲介の業務でございます。また、仲介委員の業務が第3条に、第4条で公開・非公開の手続について、それから第5条で仲介の場所、第6条で名称について規定をしているというところでございます。

それから、少し時間をいただきまして、5 ページ目以降でございますけれども、5 ページ目、ADRセンターの和解仲介案の尊重に関するところでございます。

今回の東京電力の福島事故に関しましては、御承知のとおり、支援機構から資金を支援するという枠組みになっております。その支援を受けるために特別事業計画を法律第45条に基づいて策定をすることになってございますけれども、この事業計画の中でADRセン

ターが提示をした和解仲介案を尊重するということが明記されているところでございます。

具体的な記述については6ページ目、一番下のところに赤字で書かせていただいておりますけれども、尊重の考え方が書いてございます。

それから、7ページ目、8ページ目、9ページ目に、裁判外紛争解決手続の件につきまして少し整理をさせていただいております。本日は時間が限られておりますので、具体的な説明については次回以降、少し集中して審議をしていただこうと思っておりますけれども、裁判外紛争解決手続につきましては、司法制度改革推進本部を設置いたしまして、政府として検討し、その結果といたしまして、いろいろな枠組みができてございます。

四角の中で、裁判外紛争解決手続そのものの方法が書いてございます。通常、あっせん、調停、仲裁、裁定という方法があるというふうに理解をしてございます。

また、その下に具体的なADRを行う機関別に、いわゆる民間型、行政型、司法型の手続というものを行われているというところでございます。

例示といたしまして、認証ADR事業者については、平成16年に関連している法律が定められてございますけれども、これに基づきましていろいろな分野におけますADRが行われております。

また8ページ目でございますけれども、通称、金融ADRと一括で言われているかと思えますけれども、銀行業、保険業、証券業等の業態を単位といたしましたADRでございます。それぞれの業法の中で紛争解決機関が規定されてございます。主なものといたしましては、あっせんと特別調停の手続が行われているというところでございます。

また、2008年（平成20年）に国民生活センターの関連している法律が改正をされまして、国民生活センターの中に重要消費者紛争に関しまして和解の仲介又は仲裁というものが行われているというところでございます。

それから、1ページめくっていただきまして、9ページ目でございますけれども、公害等調整委員会でございます。

公害等調整委員会につきましては、国家行政組織法の第3条に基づく委員会として設置をされておりまして、具体的な手続につきましては、公害紛争処理法に基づいて進められてございます。この中で、いわゆる重大事件等につきして、あっせん、調停、仲裁、更には裁定に関する手続が行われているというところでございます。

説明については以上でございます。

（二瓶次長）続きまして、原子力損害賠償紛争解決センターで次長を務めております二瓶と申

します。

本日は、私のほうからセンターの活動状況につきまして御報告をさせていただきます。座らせていただきまして御説明をさせていただきます。

資料3-5を御覧ください。

まず、2ページ目を御覧ください。2ページ目に、センターの体制を書かせていただいております。

当センターは、事故直後の審査会の仲介能力や裁判所の処理能力を超える仲介案件が多数に上ることが想定されましたことを受けまして、審査会の体制を整備するために、法務省、裁判所、日弁連等の協力を得て設置されました。

センターの構成は大きく三つに分けられております。まず一つ目は、仲介手続の総括を行う総括委員会でございます。そして、個々の申立てについての和解仲介手続を実施しておりますパネル、そして三つ目として、和解仲裁手続の庶務を行う和解仲介室、今、参事官のほうから御説明のあった仲介室でございますが、この三つで構成されております。

まず、一番上に書かれております総括委員会でございますけれども、こちらの業務は、具体的に申しますと、申立てごとに和解仲介手続の開始の決定をして、仲介委員となる者を指名していただき、仲介委員の行う仲介業務の総括をする。そして、審査会への報告をするといったことが委員会の役割として定められております。

それから、個々の和解仲介手続につきましては、中ほどに緑で囲っております和解仲介パネルというところが実施しております。このパネルを主催しておりますのは仲介委員でございます。これは日弁連の推薦を経て文科大臣から特別委員に任命された弁護士の中から総括委員会が指名した者が務めております。

最後に、手続の庶務につきましては、仲介室が担っております。一番下の水色で箱になっている部分でございます。仲介室が行う主な事務の内容は、事案の調査、あるいは仲介委員が手続を進める際の必要な情報の収集や整理、申立ての受理、終結にかかる事務、パネル開催の事務、それから総括委員会の事務、それからフリーダイヤル等による申立手続の御案内といったことをさせていただいております。

また、右のほうに写真で囲っております、これはセンターの福島事務所の写真なんですけれども、こちらでは福島の方の現地での広報活動、あるいは被災者の方に対面で申立ての手続の御案内をするといった活動を展開しております。

では、3ページ目のほうを御覧ください。センターにおける和解仲介手続についての説明

をさせていただいているページでございます。

実際にセンターが行っております手続の流れを簡単ではございますが御紹介させていただきたいと思っております。

まず、申立てを受けてセンターの和解仲介手続は開始されます。ですので、申立てが行われませんと手続が進みませんので、センターでは申立てを行いやすくしていただきますように、被災者の方には和解仲介手続を利用できるということの周知あるいは申立てに先立っての申立書の書き方の御案内といったことを行ってきておりまして、いわゆる広報活動を実施してきております。

そして、被災者の方が申立書を用意されて、それがセンターに到着をいたしますと、センターは申立ての受理をいたします。そして、担当いただく仲介委員等の指名を行い、被申立人である東京電力に対する申立書の送付を行います。大体申立てを受けまして1カ月から1カ月半で担当する仲介委員、それから仲介委員の支援をいたします調査官が決定をいたします。その後、東京電力からは答弁書というものが提出され、審理が進められるという状況が整うこととなります。

審理が始まりますと、仲介室に勤務しております調査官という者が事実認定等に必要な情報を収集し、また申立人から事情を伺ったり、追加で必要な資料を求めたりといったことで仲介委員が円滑に和解案が作成できるように、その調査等の支援を行っております。

また、仲介委員が必要と判断された場合には、両当事者と仲介委員が三者で話し合う口頭審理というものが開催されます。この口頭審理は原則として東京で行っております。また、福島の方での参加という方につきましては、電話やテレビ会議といったものを利用しております、そういった設備もセンターには備えております。

また、仲介委員は申立書や答弁書で両当事者の意見を聴き、証拠あるいは資料等を確認をしながら審理を進めていきます。その過程で、損害と原子力事故との因果関係が認められれば、和解案を作成するということとなります。そして、でき上がった和解案を申立人と被申立人である東京電力の両当事者に提示をすることとなりますけれども、仲介委員の指名が行われてから和解案の提示までの、平均的な審理期間ですけれども、平成26年で見ますと大体4.6カ月ということになっております。

それで、最後に、仲介委員が提案した和解案が双方から受諾ということになりますと和解案が成立し、当事者間で和解契約が結ばれ、紛争が解決することとなります。

大体センターに申立てをいただきました事案の8割強が、この和解成立という手続で終了

しております。

センターの受付の特徴をまとめましたものが3ページ目の下に枠内に書かせていただいております。幾つかの点でございまして、まとめますとまず、中立・公正な第三者の立場で和解仲介手続きを行っているということ、そして裁判所よりは手続きが簡易かつ迅速に行われていること、そして当事者である、被災者の方々には原則としては費用負担を求めないことといったことが特徴となっております。

続きまして、4ページ目を御覧ください、4ページ目に申立状況を書かせていただいております。申立状況について御報告をいたします。

まず、図1の折れ線グラフ、これは各年の申立件数、申立人数につきまして、平成23年から27年までが比較できるように、それぞれの月当たりの平均値を示したものでございます。

青い線で示しました申立件数は、センターが設立当初は除きまして、大体毎月400件前後で推移してきております。事故から4年以上が経過しておりますけれども、平成27年の現在も申立ては概して一定400件ぐらいで推移しておりまして、申立件数が減るといった兆候はなかなか見られない状況にございます。

赤い線で示しましたのが、センターへの申立人数でございます。こちらは御覧いただいたとおりで、一貫して増加の傾向を示しております。損害賠償を申立てになられる被災者の方の人数が今も増え続けているという実情が御覧いただけるかと思えます。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。5ページ目の図2を御覧ください。

図2では、視点を変えまして、申立てをいただいたその損害項目を分類したものでございます。各項目につきまして、左から23年、24年というぐあいに申立件数が並べられておりますが、いずれの年も精神的損害、避難費用、営業損害の申立てが多い傾向が続いていることが御覧いただけるかと思えます。特に、この特定の損害項目の申立てが減少しているといったような傾向は今のところ見られておりません。

おめくりいただきまして、資料の6ページ目を御覧ください。「集団申立」と書かれているページでございます。

図3を御覧ください。こちらには、申立件数と申立人数の推移を月別に折れ線グラフで示してございます。青い線が申立件数、赤い線が申立人数です。

この中で、申立人数の赤い折れ線グラフの中に、赤いひし形でピークがあらわれる月を示しております。申立件数、青線のグラフにそれほど顕著な変動がないかわりに、申立人数

につきましては、赤いひし形で示しましたように、ピークがあらわれる月がございます。このピークは、ある地域の被災者の方が多数まとまって同時に申し立てる、いわゆる集団申立があったことを示唆する数字でございます。実際センターにおきましては、平成26年ごろから大規模な集団申立というものが目立って増えてきているという実感を持っております。

この集団申立でございますけれども、個人が単独でお申立てになられるものとは異なった側面があるかと思っております。既にセンターが本年2月付で発表しました26年度の活動状況報告書でも報告をさせていただいているところでございますけれども、集団申立ということになりますと、各申立人の個別の事情の確認に相当時間を要してしまうことがある、あるいは単独の申立てに比べまして和解案を提示してから賠償に至るまでの時間がかかる場合がある。それから、集団申立の中で各申立人の個別の御事情も審理していかなければいけないのですけれども、単独の場合に比べて、集団の場合にはその個別性につき高い高度な審理を行うということが事実上困難な場合もあるということが指摘できるかと思っております。

こういった集団申立におきましては、単独申立とは違った側面がありますので、センターにおきまして、各パネルにおいてこういった特徴や、あるいは集団申立に特に言える諸点を踏まえて審理上の工夫をしてきているところでございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。これは、審理の迅速化について説明をさせていただいたものでございます。

申立てが行われますと、いよいよセンターでは和解仲介手続が行われるわけですが、センターが設立以降今まで取り組んできたものの一つが審理の迅速化ということでございます。

審理の迅速化にあります背景というのは、センターが抱える、いわゆる未処理の手続中の事案の量的な推移でございます。それにつきましては、図4を御覧いただければと思っておりますけれども、赤い折れ線グラフが各月月末に当センターで和解仲介手続を実施している手続中の事案数、つまりセンターが抱えている事案数を示しております。御覧のとおり、23年のセンター発足直後から実は手続中の事案数というのは増加の一途をたどってきておりました。この状況を個々の事案で見えますと、結局、センターでの審理期間が長くなっているということを意味しているかと思っております。そこで、当時の最大の課題は、迅速な処理、いわゆる審理の迅速化ということにあったわけでございまして、その点で、センタ

一は工夫をしまいにしました。大きくその工夫としては、2本の柱に取り組んできたということが言えるかと思います。一つは体制の整備、もう一つが審理上の工夫ということでございます。

平成25年になりますと、いわゆる手続中の事案というものの増加は徐々に落ち着きまして、現在は常時3,000件弱というものが未処理の累計ということとで、今センターにかかっている事件数ということになります。

では、具体的な体制整備と審理の工夫につきまして、8ページ、9ページで御案内をさせていただきますと思います。

8ページを御覧ください。まず、体制の強化ということでまとめさせていただいたページでございます。

センターの具体的な体制の整備の様子を職員数で示したものでございます。主な構成員であります仲介委員、調査官、職員の人員の推移を示しております。センターは23年9月に業務を開始しましたが、その当時は仲介委員が22名、調査官は19名でございました。その後、グラフにあらわれておりますとおり、2年越しで弁護士の増員を図ってきております。23年から24年の前半にかけては、仲介委員が顕著に増加いたしました。それから、24年から25年にかけては、調査官を集中的に増員することで様々な角度から仲介委員の業務を支援する体制というものが飛躍的に充実してまいりました。

それから、その後、26年以降でございますけれども、職員数は横ばいで推移をしまして、27年8月現在では、仲介委員は279名、調査官は183名の体制になっております。

続きまして、9ページを御覧ください。これは、もう一つのセンターの取り組んでおります柱であります審理の工夫ということの内容を紹介させていただいたページでございます。

まず一つは、資料の上段にまとめました、審理簡素化の工夫ということでございます。一刻も早く紛争を解決し、被災者の救済に努めるという目標のもと、センターが裁判外の手続であるという特徴を存分に生かし、センターでは審理の簡素化の工夫を実施してまいりました。具体的には、訴訟のような厳格な手続は実施しない。それから、書面審理のみによる和解提案を活用し、口頭審理等を開催する場合であっても、目的を明確にし、少数回の開催にとどめる。あるいはテレビ会議や電話会議も活用して、東京事務所での実施に口頭審理はする。あるいは書面等資料等の乏しい事案、これは第一次産業の事業者の方、あるいは個人の方が多いのでございますけれども、そういった方につきましては、御本人か

らの陳述等を積極的に認定し、経験則を多用しながら常識的な事実認定に努める。あるいは損害額の算定につきましては、合理的な概算をもってそれで足りるとした扱いをする。あるいは資料の提出要求については、厳選をして採用するといった早期和解提案を実現するための工夫を様々実行してまいりました。

また、センターの総括委員会におかれましては、24年度に総括基準なるものを14本公表しておりますが、これも審理の迅速化に大きく役立っております。中間指針等を仲介委員が適用するに当たりまして、多くの申立てに共通すると思われる問題点につきまして、総括委員会が一定の基準を示したものでありまして、こういった基準も参照していただくことにより、審理をより迅速に行ってきたということが言えるかと思えます。

こういったこともありまして、26年の実績では、和解成立の事案を見てみますと、申立てからほぼ平均6カ月で解決ということになっております。

続きまして、10ページ目を御覧ください。10ページ目は、和解仲介の結果を示しました和解仲介の状況を説明したページでございます。

グラフの大部分を占めている青い部分、これが和解が成立して終わったという件数でございます。黄色の部分の部分は打切り、薄い青色部分が取下げの事件数を示しております。

26年の状況をお示ししておりますけれども、ほぼ大多数、8割強で和解が成立しているということが見ていただけるかと思えます。

続きまして、11ページを御覧ください。これは和解仲介手続ということからしますと周辺のことになろうかと思えますけれども、広報活動についての御紹介でございます。

センターでは、今まで御説明をしてきました仲介手続そのものだけではなく、福島事務所を中心にセンターの存在と活動を周知する広報活動も展開しております。紛争解決を必要としておられる被災者の方への支援の促進に取り組んでまいりました。

具体的な活動内容は、11ページに書かれてありますとおりでございます。説明会、和解事例の公表・配布、あるいはパンフレット、ポスターでの周知といったことを行っております。

最後に12ページを御覧ください。センターを巡る主な経緯についてまとめさせていただいたものでございます。

23年にセンターが設立され、それから人員を整え、和解仲介手続の開始ということになりました。

平成24年度には、先ほど審理の迅速化のところでも御紹介しましたとおり、この年度の

前半に申立件数が急増したということもありまして、仲介委員、調査官といった方々の増員とともに、総括委員会が総括基準を決定してきたということは既に御説明をさせていただいたとおりでございまして、体制整備が急速に進んだ時期でございました。

25年度になりますと、事故から2年以上経ったということで、一応体制整備は一段落しております。

26年度は、これも御案内しているとおりでございますが、集団申立が目立ってきたということは申し上げたとおりでございます。

甚だ駆け足ではございますが、以上、原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況につきまして御報告を申し上げます。今後、委員各位におかれましては、紛争解決手続についての御議論もされるかと思っておりますけれども、当センターでの今までの歩み等も是非御参考にさせていただければと思っております。

私のほうからの御報告は以上でございまして。ありがとうございました。

(川合参事官) すみません、事務局の川合と申します。

資料3-6に基づきまして、原賠・廃炉支援機構について御説明します。残り時間が非常に少ないので、ごくごく簡単に御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして1ページ目でございますが、4月に政府に原子力発電所事故経済被害対応チーム、これはより正確に言いますと、そのときは対応本部と呼んでおりました、5月9日に対応チームというふうに名称が変わっております。「支援の枠組み」というのをつくりまして、それで、それを6月に閣議決定して機構法の案ができました。国会に提出されて成立して、機構ができて、それで、5月にできました東電の経営・財務調査委員会、この取りまとめも参考にしながら緊急特別事業計画というのが11月にできました。その後、やはり東電の財務基盤の強化が必要だということになりまして、24年5月の総合特別事業計画で、機構による株式の引受け、これは機構法で株式の引受けができることになっておりました、それで1兆円、これで議決権の50.1%、潜在的には3分の2超の議決権を機構が得るということになりまして、その後、2年前になりますけど、平成25年に、これは前回の資料にも載せておりますけれども、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」ということで、国と東電の役割分担について修正が図られております。その後、機構に廃炉等支援業務の追加が行われます。それが平成26年でございまして、それで名称も変わっております。

今日は時間がございませんので、3ページだけ御説明したいと思います。

これは、機構法の枠組みがどういう考え方に基づいてできたのかということを説明しております。

真ん中のあたりの「支援の枠組み」についての概要というところを御覧いただければと思います。

目的が三つございます。一つが、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、2番目が事故の安定化、事故処理、3番目が国民生活に不可欠な電力の安定供給、この三つが目的となっていて、これは実は裏返しますと、東電を経営破綻させてしまうと、この三つが達成できない。そういうことで、具体的な支援の仕組みの3番目でございますけれども、「機構による、原子力事業者に対する援助には上限を設けず、原子力事業者を債務超過にさせない」と、そういう基本的な考え方を示しております。これは、実際、損害賠償債務というのは、他の債務、例えば東電の電力債等ある中で、そういうものが削減されてしまうという問題ですとか、実際、債権債務を確定させるためには非常な時間を要してしまうとか、あと事故処理でいいますと、事故処理に当たっている関連事業者の取引債権の履行が困難になってしまう、そういう問題があって、東電を経営破綻させることはできないという考え方に基づいてこの「支援の枠組み」というのができております。

この枠組みの中身を説明する時間が今日はないので、1点だけ、7番目にあります「原子力事業者は、毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金の支払を行う」とありますけど、これはちょっと要約し過ぎてしましまして、その下の4ページの本文を読んでもいただければ分かるんですけれども、これは機構から援助を受けた原子力事業者、この福島の事故について言いますと、東京電力は特別な負担金を払うという意味ですので、すみません、資料の言葉が不足しておりますので補足させていただきます。

それと、一番下に附帯決議というのがありまして、これは機構法ができたときに、この具体的な支援の枠組みというものは、「その役割を負えたものと認識し、政府その見直しを行うこと」という立法府の意思が示されているということを付言させていただきます。

すみません、今日は時間がありませんので、ここまで御説明させていただければと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。今日は特に現地からの御報告をできるだけ細かく伺いしたいと思ってそちらに時間をとりましたので、あとは駆け足になってしまいましたが、あと若干だけ時間ございますので、一、二、御質問等ございましたら、手短にいただければと思いますが。

まず、清水先生。

(清水委員) 支援機構法の説明をいただいたわけですが、責任とか責務ということが大分ここでは議論になりそうですので、支援機構法の2条の国の関わり方というのはどういう関わり方であるかということを一ポイントだけ御説明いただければと思います。

それから、ちょっと次回からフリートーキングということですので、併せて事務局にお願いしておきたいんですけども、全体として原賠法と支援機構法と、あるいは特措法とか、原災法もありますけれども、国との関わり方について、今日もいろいろ議論が錯綜しているんですけど、それぞれがどういう意味での責任を、いかなる根拠において負うのか、あるいはその内容は何か、一表ぐらいに分かりやすく説明していただくと、余り議論の混乱がなくて済むのかなと思います。

それが2点目で、3点目は、せっかく商工会議所の方がいらしたので、1点だけお聞きしたいんですけども。つまり、発災をしてから、それから審査会ができて、審査会の中間指針が出るまでに大体5カ月ぐらいの時間がありますよね。そうすると、審査会では被害の状況の把握とか、それが一体いかなるものか、そこでいかなる賠償指針を出すかというのにそれだけの時間を要したわけですが、今伺っているところを見ると初期の対応として事業者の方は資金繰りの問題があって仮払いの問題がありました。支援機構法と同じごろに仮払い法が野党の共同提案で成立した訳ですが、これが實際上どの程度機能したという実感をお持ちなのか、そこだけ教えてください。東電の仮払いとは別の国による仮払いです。

(濱田部会長) それでは、まず商工会議所のほうから。

(山本事務局長) 原町商工会議所で事務局長を務めております、山本と申します。

ただいまの仮払いがどの程度機能したのかというお尋ねでございますが、当初250万円を上限とする金額が、東電からの補償内容でございました。手続についてもどうすればいいかわからないという状況ではありましたが、やはりいち早く国の施策として、当座の資金ということで、制度として「仮払い」を設けていただいたことは、実感として非常に助かった事例だと思います。ただ、地元企業に対する「広報」という点については、明確な周知が欠けておりましたので、「仮払制度」のことを全然知らないで3カ月も4カ月も過ぎていたという方も中にはいらっしゃいましたが、当座の資金ということでは大変助かりました。

(濱田部会長) 事務局のほうからは何か。

(大島参事官) また、次回以降に。

(濱田部会長) 分かりました。

はい、どうぞ。

(住田委員) 今回の農業と商工業の方々の窓口の、いわば集約化、一本化していただいた上で、明確できめ細かい対応をしていただけたこと、非常にありがたく思っております。しかしながら、うまくいかずにADRに移った、あるいは司法手続に移ったという割合や内容がどのくらいあるのか教えていただきたいです。このような実績を元に、今後行政側としてもある程度窓口がまとめられるのであれば、あらかじめ情報を収集してマップのようなものをつくっておき、最終的に避難計画やまた復興計画に生かされるのではないかなという気がいたしました。今回、非常に御努力いただいた結果が大きいですと思いますゆえに、逆にそこでまとまらなかったものの比率やその内容をお尋ねいたします。なお、ご回答は今日でなくても結構です。

(馬場参事) ADRに持っていったものの代表は、指針の中で風評被害の範囲として認められなかった県の農産物です。隣の県といいますか、そこは東電との協議が難しいだろうということでADRのほうに持っていきまして和解したという農産物が一部ございました。基本的には指針の範囲内といいますか、それだと東電はまず賠償することは前提で、その具体的な基準のところは農水省と協議しながらつくっておりますので、東電の和解もはやいはずということをやったんですけど、ただ、指針に入っていないものについては、これは東電との協議に時間がかかるということにならざるを得ず、県協議会としてADRのほうに持って行って和解した事例があります。

(渡邊部長) 福島の場合、協議会の関係団体では、2JAが直接ADRに申立てしております。それ以外で把握しておりますのは、先ほどの資料3-3の3ページ目にあります1件だけでございます。

(濱田部会長) では、手短にお願いします。

(大塚委員) すみません、ADRについて一つお伺いしておきたいんですけども、集団申立が最近増えてきているということで、これが重要な課題になってくると思いますが、現在まで何件ぐらい出ていて、それに関してはまだ割と最近なので和解案提示までいっているものはないということでしょうか、そこをお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの私の発言は、法人の精神的損害だけの話をしたので、農業者のような個人の方が精神的損害の賠償を受けるのは当然だと思っておりますので、念のため申し上

げておきます。

(濱田部会長) 今、あれですかね、もしあれでしたら後でデータをもらうということで。では、次回以降にデータをいただければと思います。

では、すみません、これで最後ということで、手短にお願いします。

(伊藤委員) すみません、本当に1点だけです。

ADRに申立てしている状況なんですけれども、年々減ってはいない、横ばい状況で減少の兆しが見えない。時が経つにつれてその内容というのも変わってきていると思うんですけれども、具体的にどんなことが増えてきて、あるいはどんなことが減ってきているかという、そういう内容をもし教えていただければと、次回以降でも構わないので、よろしくお願いします。

(濱田部会長) 今、何かお答え……ありがとうございます。それでは、恐縮ですが、次回以降ということでこれもお願いいたします。

すみません、私の進行の下手際で大変後が押ししてしまいましたが、特にADRセンターの活動状況、それから原賠・支援機構法そのものについても、これからの議論の中で逐次消化をいただく必要があるかと思っておりますので、何でも御質問等ございましたら、事務局のほうに頂戴できればと思います。

それで、これまで3回にわたって審議をいただきました。我が国の原子力損害賠償制度の法体系、あるいは諸外国の制度の状況、それから、今回の事故について、事故への対応、損害賠償に対する考え方・対応といったこと、それから政府が具体的にどういうことを行ってきたか、そしてまた福島県、日本商工会議所、あるいはJA全中等のお考えあるいは状況の御説明ということをお願いいたしました。冒頭申し上げましたように、全国漁業協同組合連合会からの御説明は残っておりますけれども、これまで委員の方々からヒアリングを通じて様々な御質問、御意見をいただいております。そこで、そろそろ次回会合からは、原子力損害賠償制度の見直しに係る様々な課題について検討を進めていくということで、これまでいただいた御意見等を事務局のほうで整理をいただければというふうに思っております。それから、その整理に当たって、これまでの3回の審議内容につきまして更に御意見等ございましたら、委員の皆様方から事務局に送っていただければ併せて整理をさせていただくと、そういうことにしたいと思っておりますので、是非追加のものございましたら御意見をいただければと思っております。そのようなことで今後進めさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(辰巳委員) 一言いいですか。

(濱田部会長) はい、どうぞ。

(辰巳委員) すみません、やはり事故に遭われた方々の中には、もちろん今のように事業者の方々の団体でまとめられる意見というのはいっぱいあると思うんですけども、普通に暮らしている、そういうところに所属できない人たちの声というのは何か拾えているんでしょうか。そういうのも何か今後、漁連というお話もありましたけれども、もし伺えることができるのであれば、御検討いただきたいという、そういうふうに思っておりますが。

(濱田部会長) 分かりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。

それでは、事務局のほうから次回の進め方についてお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。次回につきまして、全国漁業協同組合連合会からのヒアリングが残っておりますので、それについてさせていただきます。また、本日申し訳ありませんでした、時間が少し限られてしまいましたので、支援機構について細かめの議論をしていただくために時間を設けたいと思います。また、今、部会長のほうから御指示ありましたので、これまでの3回にわたる会合での御意見、また宿題事項も出ておりますので、それらについて少し整理をさせていただいて、また御議論に活用していただければというふうに思っております。

なお、次回会合の日時、場所につきましては、改めて御連絡させていただきたいと思えます。また、本日、資料が大部にわたっておりますので、御希望がございましたら、委員の皆様方のほうに郵送させていただきますので、席上にそのまま残しておいていただければと思います。

以上でございます。

(濱田部会長) では、そのようなことで次回以降よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。